

案内図



子育て支援パンフレット



【病児・病後児保育】



〈子育て総合相談窓口〉

◆明日香村役場 健康づくり課(子育て世代包括支援センター)
 平日9:00~17:00まで
 子育てに関することは、何でもご相談ください。

☎0744(54)5550

作成日 令和6年4月



■保育園 保育料軽減
多子世帯の保育料を軽減します。

第2子自己負担半額
第3子以降自己負担無し
(年齢要件有り)

※年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢にかかわらず、第2子は半額、第3子以降は無料となります。
(生活保護世帯や、ひとり親世帯で市町村民税非課税の場合は、1子から無料です)。
※3～5歳児クラスは無償になります。
詳しくは健康づくり課へお問い合わせください。

◆給食費助成
保育園・私立幼稚園・小学校・中学校に在籍しているお子さんの学校給食費に係る経費を助成しています。
第2子自己負担半額
第3子以降自己負担無し

◆入学祝金
4月1日現在、本村に住所を有し、小学校または中学校に入学する児童・生徒を養育している父母又は保護者を対象に、対象児童・生徒1人につき、30,000円を支給します。

◆小中学校 就学援助制度
経済的な理由で就学が困難な場合に、お子さんの学用品等の一部や給食費などを助成します。
【助成内容】学用品費、新入学用品、校外活動、学校給食費、修学旅行費

◆特別支援教育就学奨励制度
特別支援学級へ就学されているお子さんがいる保護者に対して、経済的に負担を軽減するため、その世帯の収入額に応じて、必要な経費の一部を助成します。
【対象者】村内小中学校特別支援学級に就学しているお子さんの保護者で、一定の所得の範囲内の方
【助成内容】学用品、新入学用品、校外活動費、オンライン学習通信費

▲子育て世帯 新築等助成
・15歳に達するまでのお子さんのいる世帯が住宅を新築・増築した場合(但し、対象住宅に定住を開始した日から5年以内にお子さんが出生された場合も含む。)
助成金 1,000,000円

●心身障がい者 医療費助成
重度の心身障がいを持つ方の保険診療について、自己負担額から一部負担金(※)を除いた額を助成します。
(入院時の食事等に係る標準負担金は助成対象外)
※一部負担金とは、...
500円/1月あたり1医療機関(14日以上入院の場合は1,000円)

●ひとり親家庭等 医療費助成
母子・父子家庭、またはこれに準ずる家庭において、18歳以下(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)のお子さんを養育している方及びそのお子さんの保険診療について、自己負担額から一部負担金(※)を除いた額を助成します。
(入院時の食事等にかかる標準負担金は助成対象外)
※一部負担金とは、...
500円/1月あたり1医療機関(14日以上入院の場合は1,000円)

●児童扶養手当について
お子さんを監護する母やお子さんを監護し、かつ生計を同じくする父、または母(父)に代わってそのお子さんを養育している方を対象に手当を支給します。
※監護とは、監督し、保護することです。
※養育とは、お子さんと同居し、監護し、生計を維持していることです。
手当額 ※物価変動等の要因により今後改正される場合があります。
お子さん1人につき月額
全部支給 45,500円
一部支給 45,490円～10,740円(所得に応じて決定されます)
お子さん2人目の加算額
全部支給 10,750円
一部支給 10,740円～5,380円(所得に応じて決定されます)
お子さん3人目以降の加算額(1人につき)
全部支給 6,450円
一部支給 6,440円～3,230円(所得に応じて決定されます)

■2歳6か月児 歯科健診
虫歯になっていませんか? 染め出しをして“ピカピカ”の歯を目指しましょう。子育ての相談、栄養の相談もできます。対象の方には随時時間診票を送付いたします。また、広報でも案内しています。

■3歳6ヶ月児 健診
子育ての相談、発達障害、視覚検査・聴覚検査があります。対象の方には随時時間診票を送付いたします。また、広報でも案内しています。

■すくすく 子育て相談
就学前のお子さんとその保護者の方を対象に、保健師・管理栄養士・歯科衛生士による個別相談を行っています。

◆教育相談
毎週火曜日(祝日除く)臨床心理士にお子さんの行動や発達など子どもを育てていく上での悩みや不安などについて相談ができます。※事前に予約が必要です。

◆放課後児童クラブ 「明日香なかよしクラブ」
保護者の就労、病気、介護、障害等の理由により、放課後や夏休み等に家庭で監護ができないお子さんをお預かりし、適切な遊びと、生活の場を提供することで、児童の健全な育成を図っています。

岡地区児童公園

近隣公園 子どもの遊び場

●特別児童扶養手当について
身体または精神に重度・中度以上の障がいのある20歳未満のお子さんを監護する父母等に手当を支給します。
手当額
1人につき月額 ※所得制限あり
・1級 55,350円
・2級 36,860円
※物価変動等の要因により今後改正される場合があります。

◆明日香幼稚園入園
学校教育法に基づく教育機関で保護者の就労状況にかかわらず3歳から入園できます。
毎年9月に園児の募集を行います。途中入園を希望される方はお問い合わせください。

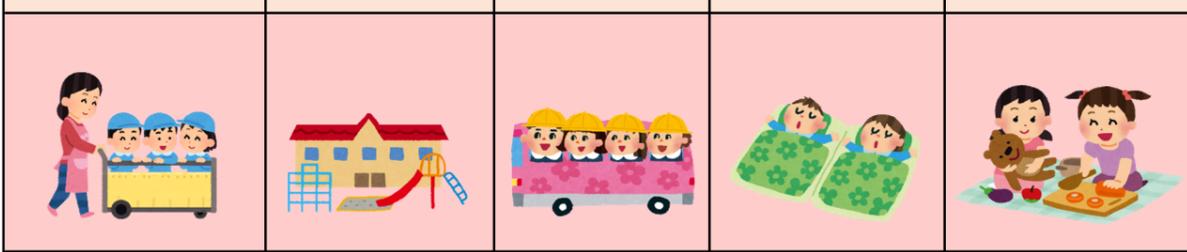


■子育て短期支援
保護者が疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合、児童養護施設等において一定期間養育・保護を行っています。
短期入所生活援助(ショートステイ)事業
夜間養護等(トワイライトステイ)事業

【お問い合わせ先】 8時30分～17時15分(土日祝祭日、12/29～1/3休み)

- ▲総合政策課 ☎ 0744(54)9018
- 住民課 ☎ 0744(54)2282
- 健康づくり課 ☎ 0744(54)5550
- ◆教育課 ☎ 0744(54)3637
- ◆楽スポあすか事務局 ☎ 0744(54)2810
- 子育て支援センター 明日香保育園 ☎ 0744(54)4138

明日香村ホームページ <http://www.asukamura.jp/>





■予防接種

★予診票は保健師の訪問時にお渡しします。

予防接種はお子さんの体調のよいときに受けることを原則としているため、健康状態を十分観察してから接種をしましょう。
 ・指定医療機関に電話予約をしてください。
 ・予診票は漏れのないように記入しておき、体温は当日の起床時と接種に行く前に測定して記入してください。
 ・接種当日は必ず保護者が同伴し、お子さんの健康状態を詳しく医師に話してください。
 ・かぜをひいたり体調の暑いときは、予約日を変更しましょう。

【定期予防接種の種類】

- ロタウイルス(1価、5価)
- ヒブ
- 小児肺炎球菌
- B型肝炎
- 4種混合
- 5種混合
- 2種混合
- BCG
- 水痘
- OMR(麻しん・風しん混合)
- 日本脳炎
- ヒトパピローマウイルス感染症

【持ち物】

- ・母子健康手帳
- ・記入した予診票
- ・健康保険証

回数等、詳しくは健康づくり課へお問い合わせください。

※予防接種法の改正等で今後、定期予防接種の増加や予防方法の変更や改正が生じる場合があります。

■病児・病後児保育

集団保育を受けることができない病気や病気回復期のお子さんをご家族の方がお仕事等で育児や看護ができないときに安心して一時的にお預かりするサービスです。診療所の医師が見守る中、看護師・保育士でお子さんをお預かりしています。

対象者

保育園、幼稚園、小学校などに通っている生後6ヶ月～小学6年生までのお子さんで、かぜ、下痢、外傷など医師が利用可能と判断したお子さん

実施場所

吉川医院キッズケアルーム(榎原市中曾司町172-8)

利用時間

平日: 8時～17時、土曜日: 8時～12時
 ※延長30分まで利用可能(延長料金300円)

費用

生活保護法による被保護世帯・市町村民税非課税世帯: 無料
 市町村民税課税世帯: 2,000円

吉川医院キッズケアルーム TEL: 0744(21)0171

休日夜間応急診療所の利用について

休日や夜間など病院がお休みのときに急病になった場合などの応急手当を行っています。
 ※不要不急の受診はできるだけ控えていただき、日頃から「かかりつけ医」を決め、早めに受診するように心がけましょう。

榎原休日夜間応急診療所 ☎0744(22)9683

※受付時間は、診療開始・終了の30分前までです。
 ※持参品は、健康保険証・各医療費受給者証・お薬手帳(ある方)・現金
 ※受診されるときは必ず保険証をお持ち下さい。保険証をお持ちいただかないと全額実費での診療になりますので、ご注意ください。
 なお緊急時は119へ

診療日	診療科	診療時間
休日	内科	10時00分から12時00分まで
	小児科	13時00分から21時30分まで
	歯科	10時00分から12時00分まで 13時00分から16時00分まで
夜間	内科	21時30分から0時00分まで
	小児科	21時30分から翌6時00分まで ※2時00分から3時30分は休憩時間

STOP!!児童虐待

児童虐待の背景には、保護者が1人で解決するのが難しい様々な問題(孤立した環境、お子さんの発達に関する悩みや不安、親自身の被虐待の経験など)が重なり合っています。保護者を非難するのではなく、虐待の背景を理解し、地域のみならず子育て家庭を支援していくことが大切です。まず、子育て親子への「声かけ」からはじめましょう!

お子さんへの虐待は大きく分けて4つのタイプがあります。

身体虐待、性的虐待、ネグレクト(育児放棄・怠慢)、心理的虐待
 親、または親に代わる者によって、お子さんの心身の健やかな成長に悪影響を及ぼす行為です。「しつけのつもり」であってもお子さんの健やかな成長に害があれば虐待です。
〈虐待のサイン〉
 ・不自然な傷 ・衣服や身体がいつも汚れている ・夜遅くまで遊んでいる・家に帰りがたらない
 虐待を受け入れているお子さんは自分から「助けて」とは言えません。虐待の未然防止、早期発見のためあなたの貴重な連絡が必要です。

「おかしいな」と思ったら迷わず連絡！！



◆NPO法人「楽(たの)スポあすか」

「楽スポあすか」は、明日香村の総合型地域スポーツクラブです。「楽しむ!スポーツ!」を合い言葉に、地域のみなさまの健康と笑顔を応援します。お子さんたちが自然に身体を動かすことの楽しさを感じることができるよう、多くのスポーツに参加できる環境づくりや成長過程に必要な体力向上の支援を行っています。気軽にお問い合わせ・ご参加ください。

【就学前のお子さんが参加できる教室】

(定期教室)
 ・キッズフィットネス



【小中学生が参加できる教室】

(定期教室)
 ・キッズフィットネス ・サッカー ・新体操 ・ソフトテニス
 ・ダンス ・ボルダリング
 (短期教室) ※会員以外の方も参加OK!
 ・走り方教室 など

【幼稚園・小・中学校との連携事業】

・明日香幼稚園・明日香小学校・聖徳中学校への出前教室、
 ・聖徳中学校の部活動支援等を行っています。
 (幼稚園)
 ・体操教室 ・ボール蹴り教室 ・ボール投げ教室(年中・年長児)
 ・ボルタリング教室(年長児)
 (小学校)
 ・授業内の体操指導(低学年の基本の運動)
 ・ボルタリング体験教室 ・マラソン教室(全学年)
 (中学校)
 ・柔道教室・ダンス教室・みなし卓球部(学校活動に準じた活動)

【子育て支援事業との連携】

・親子ほっこり体操教室(くまさんといっしょらぶ対象)
 ・バランスボール・シェイプアップエアロなど

詳しくは、ホームページをご覧ください。

URL: <http://tanospo.club/> を入力 又は、キーワード「楽スポあすか」で検索!



奈良県救急安心センター相談ダイヤル

#7119 または 0744(20)0119

医療機関案内、急な病気やけがへの対応の仕方等、相談員や看護師(場合によって医師)が電話でアドバイスします。(24時間年中無休)

こども救急電話相談 ※15歳未満

#8000 または 0742(20)8119

お子さんの急病時に、看護師(必要に応じて小児科医)が電話でアドバイスします。
 平日18:00～翌朝8:00 土曜13:00～翌朝8:00
 日・祝・年末年始(12/29～1/3)8:00～翌朝8:00



■ファミサポ明日香！！

ファミサポ明日香とは？

ファミサポ明日香は「子育ての手助けをしてほしい」「子育てのお手伝いをしたい」そんな気持ちをもった方々が会員となり、お互いに助け合いながら、子育てを支援する相互援助活動を行う有償のボランティア組織です。事務局では援助活動に関する会員間の連絡調整を行っているほか、会員に対する養成講座や会員同士の交流会を開催しています。

○会員の種別

- ・援助会員・・・明日香村に居住し、子育ての援助ができる20歳以上の方。(性別、資格等は問いません)
 ※入会申込み前にファミサポ明日香が実施する養成講座(7回程度)説明会(1時間程度)を受講していただきます。
- ・依頼会員・・・明日香村に居住し、子育てのお手伝いが必要な方。対象の子どもは満1歳から小学校6年生まで。
 ※入会申込時にファミサポ明日香が実施する説明会(1時間程度)を受講していただきます。
- ・両方会員・・・援助会員と依頼会員の両方を兼ねることもできます。

○依頼会員になるためには

- ・入会申込み、会員登録が必要です。(入会金、会費は必要ありません)
- ・入会申込みの際は、ファミサポ明日香のしくみや会則など活動の注意事項の説明(1時間程度)を行いますので、健康づくり課内ファミサポ明日香に事前に(5日前まで)予約をしてください。

※登録に必要なもの・・・

- (1)登録をされる保護者の顔写真、2枚(横3cm×縦4cm)
- (2)依頼を希望される子どもの顔写真、1枚(横3cm×縦4cm)
- (3)印鑑(朱肉を使う物。インク内蔵式(シャチハタ等)は不可)

○こんな時に利用できます。

- 相互援助活動の内容
 - ・保護者の病気や通院時の預かり
 - ・急な仕事の際の送迎や預かり
 - ・保育施設等への送迎
 - ・保護者のリフレッシュ
 - ・兄弟の学校行事等の際の預かり

※預かり場所は、会員双方が合意があり援助活動に適した場所となります。

○利用時間・料金

利用時間は午前6時～午後9時

平日(月～金)	午前8時～午後6時	600円/時間
	午前6時～午前8時 午後6時～午後9時	700円/時間
休日(土日祝)	午前6時～午後9時	800円/時間

※最初の1時間未満は1時間とみなし、以降30分単位で計算します。

- ・交通費やおやつ代、食事代などは依頼会員が別途実費を支払います。その他、援助会員に費用の負担をかけた場合も同様です。
- ・令和6年4月より、依頼会員が支払う料金のうち、1/2を村が負担します。助成を受けたい方は利用前に事前申請が必要です。

○依頼を取り消す場合

- ・キャンセル料については規定に従って援助会員に支払うようにしてください。
- ・前日までのキャンセル・・・無料
- ・当日キャンセル・・・報酬額の半分
- ・無断キャンセル・・・報酬額の全額
- 補償保険について
 会員間での解決を基本原則としますが、万一の事故に備えて、補償保険に加入しています。